

高松港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所

第1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 朝日町（-5⁵m）岸壁
- 2 F地区（-5⁵m）岸壁
- 3 F地区（-7⁵m）岸壁（ゲート経由）
- 4 F地区（-10m）岸壁（ゲート経由）
- 5 朝日地区-10m岸壁（ゲート経由）
- 6 朝日地区-12m耐震強化岸壁（ゲート経由）
- 7 玉藻地区（-10m）岸壁

第2 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 朝日町（-5⁵m）岸壁
- 2 F地区（-5⁵m）岸壁
- 3 F地区（-7⁵m）岸壁
- 4 F地区（-10m）岸壁
- 5 朝日地区-10m岸壁
- 6 朝日地区-12m耐震強化岸壁
- 7 玉藻地区（-10m）岸壁（ただし、船用品及び携帯品に限る。）